

全国がん登録の動きと 生存状況確認情報の提供

令和2年6月16日
都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会がん登録部会
国立がん研究センター
がん対策情報センターがん登録センター
東 尚弘

1

最近の動き

- 2017年症例報告書公表
- 全国がん情報の利活用目的の提供

2

2017年症例全国がん登録罹患数

• 2017年1～12月 97万 7393人

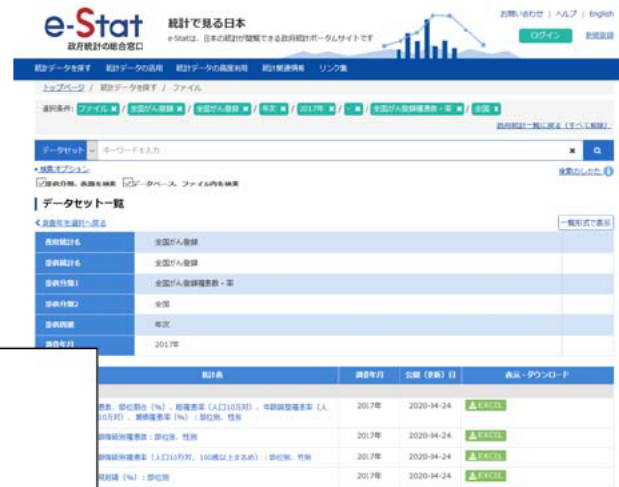
男性	女性
前立腺 (91,215, 16.3%)	乳房 (91,605, 21.9%)
胃 (89,331, 16.0%)	大腸 (66,170, 15.8%)
大腸 (87,019, 15.6%)	肺 (41,630, 9.9%)
肺 (82,880, 14.8%)	胃 (40,144, 9.6%)
肝 (26,576, 4.8%)	子宮 (28,183, 6.7%)

上皮内がんを除く

3

詳しくは厚労省の報告書・e-statで

• 特に結果解釈の注意点は報告書 P7-9



4

全国がん登録情報の利用

The screenshot shows the Ganjoho website interface. At the top, there is a navigation bar with 'がん登録' (Cancer Registration), '統計' (Statistics), and 'がん対策' (Cancer Countermeasures). The main content area is titled '全国がん登録情報の利用をご検討の皆様へ' (For those considering the use of national cancer registration information). It includes a sidebar with various links, a main text area with a date '更新・確認日: 2020年03月17日', and a section titled '「診断年2016」提供情報に関するお知らせ' (Notice regarding information provision for 'Diagnosis Year 2016'). The page also features a search bar and a 'お問い合わせ' (Contact Us) button.

https://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/datause/general.html

5

施設への生存確認情報の提供について

がん登録等の推進に関する法律

20条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（厚生労働省令で定める生存確認情報・後略）の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。

しかし・・・

31条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者（国立がん研究センター、都道府県知事（第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。）及び市町村長を除く。次条において同じ。）は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

6

20条提供について前回議事録 抜粋

全国がん登録由来データ利用施設の基準については「全国がん登録情報提供マニュアル第2版」に記載されていると理解しているが、それによると、個人情報付きの情報の管理について、生体認証、独立した利用場所や利用機器（プリンター、シュレッダー等）を別途用意することが求められている。都道府県はその基準に従い施設へのデータ提供の可否を判断しており、多数の施設はそれを満たすことができず、データ利用ができないこととなる。これについてはいかがか。

⇒全国がん登録情報提供マニュアル第2版については、個人情報付きデータ全般の扱い全般について記載しているものである。院内がん登録に提供されているデータについては、基本的に院内がん登録運用マニュアルに則っていただければ問題ないものと考えている。

（当該議事録については厚生労働省がん・疾病対策課に確認済み）

いずれにせよ取り扱いは注意：

次スライド以降の厚生労働省資料を参照

7

厚生科学審議会がん登録部会・厚労省提出資料

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 第12回厚生科学審議会がん登録部会(資料)

平成30年6月28日
健康局がん・疾病対策課
課長補佐 竹内(内線3827)
主査 安藤(3826)
(代表番号) 03-5253-1111

第12回厚生科学審議会がん登録部会(資料)

平成30年6月28日(木)
13:00~16:00
TKP新橋カンファレンスセンター 3階 ホール3A

- 議事次第(PDF:60KB)
- 座席表(PDF:57KB)
- 資料1 院内がん登録について(PDF:272KB)
- 資料2 全国がん登録情報の提供マニュアル 別添 利用規約(仮称)(修正案)(PDF:193KB)
- 資料3 全国がん登録情報の提供マニュアル 別添 利用者の安全管理措置(仮称)(修正案)(PDF:926KB)
- 資料4 全国がん登録情報の提供マニュアル 別添 審査の方向性(仮称)(修正案)(PDF:146KB)
- 資料5 模擬審査2のポイント(PDF:118KB)
- 資料6 模擬申請-1(前回資料を改編)(PDF:2,287KB)
- 資料7 模擬申請-2(前回資料を改編)(PDF:4,970KB)
- 資料8 模擬申請-3(PDF:2,777KB)
- 参考資料1 厚生科学審議会がん登録部会委員名簿(PDF:68KB)

政策について

- 分野別の政策一覧
- 組織別の政策一覧
- 各種助成金・奨励金等の制度
- 審議会・研究会等
- 国会会議録
- 予算および決算・税制の概要
- 政策評価・法評価
- 厚生労働省政策会議

情報配信サービス
メルマガ登録

こどものページ

携帯ホームページ

携帯版ホームページ
では、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、左記のアイコンをクリックしてダウンロードしてください。

8

①院内がん情報の活用について

➤ 院内がん登録については、

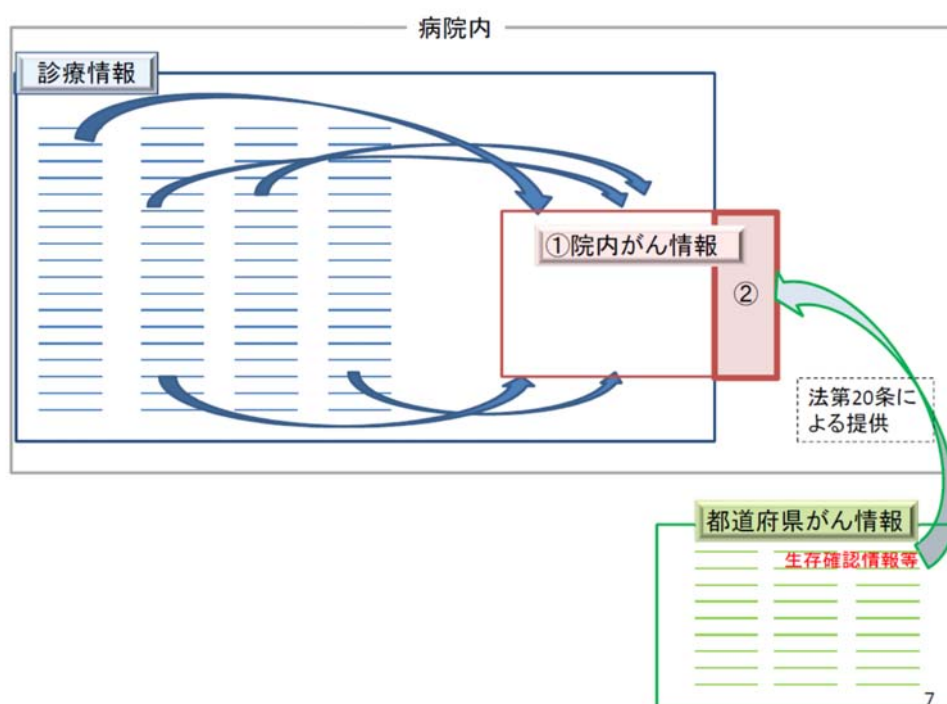
『全国がん登録事業、院内がん登録事業及び地域がん登録事業に関する「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の取扱いについて』（平成29年5月30日付け健発第0530第2号健康局長通知）

において、院内がん登録事業において、がん登録法の規定に基づき、医療機関が、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存する場合並びに国立研究開発法人国立がん研究センターへ当該情報を提供する場合は、本人の同意は必要ない、と整理されており、院内がん登録は、がん登録法を根拠に推進され実施されているところである。

➤ また、前述のとおり、がん登録法第44条第1項において、病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとされている。

なお、院内がん情報の活用については、指針で次頁に示す内容に整理されている。

厚生科学審議会がん登録部会平成30年6月28日資料1 6ページ 9



厚生科学審議会がん登録部会平成30年6月28日資料1 7ページ 10

②病院等におけるがん登録法第20条に基づき受領した情報の取扱いについて

- 院内がん情報については、指針の第三「個人情報の取扱いについて」等の規定に基づき、適切な管理や利用、保有等が行われている。
- 加えて、病院等において、院内がん情報のうち、がん登録法第20条に基づき提供を受けた都道府県がん情報(生存確認情報等)については、各病院の院内がん登録データベースに記録・保存されるところ、がん登録法第30条から第34条までの規定に基づき、適切な管理や利用、保有等を行う必要がある。
- 上記に関して、特に(ア)管理方法や(イ)保存期間の取扱いは、以下のとおりとする。

(ア)管理方法について

- がん登録法第30条において、情報の提供を受けた者は、情報について適切な管理のために、必要な措置を講じなければならないとされている。

○ がん登録等の推進に関する法律

(受領者等による全国がん登録情報の適切な管理等)

第三十条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、当該提供を受けたこれらの情報を取り扱うに当たっては、これらの情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

厚生科学審議会がん登録部会平成30年6月28日資料1 8ページ

11

②病院等におけるがん登録法第20条に基づき受領した情報の取扱いについて

- これらの規定等を踏まえ、がん登録法第20条に基づき提供された院内がん登録データベースに保存された都道府県がん情報(生存確認情報等)は、病院等において
 - ・院内がん登録データベースへ保存し、当該病院の診療情報と区別できるようにすること。
 - ・カルテに転記しないこと。
 - ・他のデータベース等への転用はしないこと。
 - ・前述の院内がん情報の活用にのみ利用すること。等の取扱いとする。

(イ)保存期間について

- がん登録法第32条の規定により、都道府県がん情報の提供を受けた者は、政令第10条第2項で定める期間を越えて保有してはならないとされている。具体的な保有期間としては、
 - ①原則として、提供を受けた日から5年を経過した日の属する年の12月31日又は調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間だが、
 - ②例外的には、都道府県がん情報を長期にわたり分析する必要がある場合等として都道府県の規則で定める場合は、提供を受けた日から15年を経過した日の属する年の12月31日又は調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間、保有できるとされている。

厚生科学審議会がん登録部会平成30年6月28日資料1 9ページ

12